

その他について



広報部鳥 けんぽん
©2018 協会けんぽ大阪支部

1. 「令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和6年1月1日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、保険証がなくても医療機関が受診できる旨令和6年1月3日付けでホームページに掲載し、周知。



(出典：全国健康保険協会ホームページ
(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/sinsai/r601/hokensyou>))

2. 「令和6年能登半島地震への対応にかかる本部連絡会議」を令和6年1月4日に立ち上げ、4回にわたって開催（令和6年1月25日時点）。後記3については、1月4日第1回連絡会議において、直ちに対応する旨決定。
3. 「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和6年1月2日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）及び「令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請）」（令和6年1月10日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）に基づき、協会として、令和6年1月11日に医療機関等における一部負担金等の支払の免除、1月12日に任意継続保険料の納付期限の延長を決定（次頁参照）。

(※) 別途、厚生労働省から日本年金機構に対して「令和6年能登半島地震における厚生年金保険料等に関する納期限の延長について（令和6年1月12日付け厚生労働大臣官房年金管理審議官）の通知が発出され、富山県、石川県の適用事業所等を対象として保険料等の納期限を延長する措置が講じられている。

事項	内容	R6/1/1	R6/4/10	R6/4/30
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を令和6年4月30日まで行う。			
任意継続保険料の納付期限の延長	被保険者からの申出に基づき、令和6年1月分（納付期限1月10日）、2月分（納付期限2月13日）及び3月分（納付期限3月11日）の保険料の納付期限を最長で令和6年4月10日まで延長する。			

■ 令和6年能登半島地震における災害救助法適用市町村（※令和6年1月1日時点（第2報））

	自治体名	市	町	村	計
1	新潟県	13	1	0	14
2	富山県	9	3	1	13
3	石川県	10	7	0	17
4	福井県	3	0	0	3
	4県合計	35	11	1	47